

大阪市西区
学校案内

令和９年度新入学児童生徒用

学校選択制希望調査票の提出をお願いします（※）

提出期限

オンライン・郵送	令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）必着
窓口持参	令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）17 時 30 分まで
提出先	大阪市西区役所 窓口サービス課（住民情報）1 階 3 番窓口

いつでも・どこでも・早くて便利！オンライン申請をご利用ください！

※通学区域の学校（お住いの校区の学校）、私立、国立等の学校を希望する方も含め、全員提出していただく必要があります。

お問合せ先

●希望調査票の提出・手続きに関すること

通学区域(校区)・指定外就学(通学する学校の変更等)に関すること　等

西区役所窓口サービス課（住民情報）

電　　話　06－6532－9963

ファックス　06－6538－7317

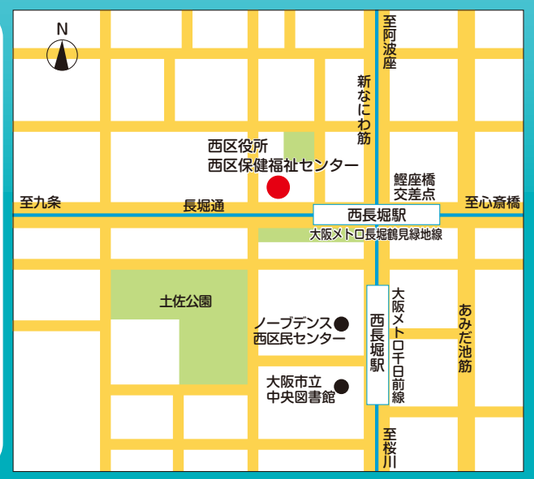
●学校選択制の制度に関すること

西区役所総務課（教育）

電　　話　06－6532－9743

ファックス　06－6538－7316

住　所　〒550-8501
大阪市西区新町４丁目５番 14 号



令和８年８月発行

目　次

西区の学校選択制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
学校選択制の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
学校選択制受入可能人数、学校公開・学校説明会日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
通学区域一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
西区の学校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
小学校・中学校選択可能校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
西区の学校再編について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
西区学校案内　よくある質問　学校選択のための情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・12

各学校紹介 **小学校**

西船場小学校・・・・・・・・・・・・・14
明　治小学校・・・・・・・・・・・・・16
本　田小学校・・・・・・・・・・・・・18
堀　江小学校　東学舎・西学舎・・・・20
日　吉小学校・・・・・・・・・・・・・22
九条東小学校・・・・・・・・・・・・・24
九条南小学校・・・・・・・・・・・・・26
九条北小学校・・・・・・・・・・・・・28

各学校紹介 **中学校**

花乃井中学校・・・・・・・・・・・・・30
堀　江中学校・・・・・・・・・・・・・32
西　中学校・・・・・・・・・・・・・34

令和７年度「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果・・・・・36
小中一貫校児童生徒の全市募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
大阪市の就学・進学相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
希望調査票記入例（小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
希望調査票記入例（中学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
西区内の市立小学校・中学校に入学しない方へのお願い・指定校変更制度・就学時健康診断について・44
児童いきいき放課後事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
放課後児童クラブ（留守家庭児童対策事業）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

はじめに

大阪市では、安全・安心な教育の推進や未来を切り拓く学力・体力の向上、学びを支える教育環境の充実をめざして、さまざまな取り組みを進めています。

西区においては、学校配置の適正化に向け、令和５年12月に「九条南小学校・九条東小学校・九条北小学校再編整備計画」を策定し、令和６年４月には、もと西高等学校跡地に堀江小学校西学舎を新たに建設・開校するなど、教育環境の改善に取り組んできました。
こどもたちの教育は学校の中だけで完結できるものではなく、家庭はもちろんのこと、地域の皆さんとの協力が不可欠です。また教員の長時間勤務が大きな課題となっており、働き方改革も進めていく必要があります。そのためには、学校の活動や運営についてご理解いただきたいと考えています。

この学校案内には、西区内の学校についてより良く理解していただくため、各校の特色、特徴ある取組、全国学力・学習状況調査の結果や進学先等の情報を記載し、各学校の熱意と子どもの生き抜く力をつけるための多様な教育活動を紹介しています。

学力はとても大切ですが、それだけがよい学校の基準ではありません。集団活動を通して得られる、人と協調する力、困難な問題に対応する力も子どもたちが将来、社会生活を送るうえで不可欠です。子どもの進学先を選択されるにあたっては、子どもの個性をいかに伸ばし、豊かな人生の実現をかなえてくれる学校か、という観点が大切であり、保護者の皆様には是非ともこのことをご理解のうえ、ご覧いただきたいと思います。

大阪市　西区長　　花澤　隆博

西区の学校選択制について

学校選択制とは

大阪市では、大阪市立小・中学校に就学する場合、あらかじめ住所地による通学区域を設定し、これに基づき就学する学校（以下「通学区域の学校」という）を指定しています。

学校選択制は小･中学校に入学する際の１回のみ、通学区域の学校以外を、希望により選択できる制度です。

ただし、各学校における通学区域外からの受入可能人数には上限があるため、希望者多数の場合は抽選となります。受入可能人数の目安については５ページを参照してください。

学校選択制の対象者

令和９年４月に小学校、中学校に就学予定の区内在住の方（転入者含む）が対象です。

選択できる学校の範囲

○　通学区域の学校（お住まいの校区の学校）…希望すれば必ず入学できます。
○　通学区域の学校と隣接する校区（西区内）の学校…希望者多数の場合、抽選となります。
　※　選択可能校一覧は8～9ページを参照してください。
○　大阪市内にある市立小中一貫校…希望者多数の場合、抽選となります。
　※　選択可能な市立小中一貫校については37ページを参照してください。

学校を選択する際の注意事項

通学について

通学の安全確保は保護者の責任です。通学経路や通学時間等を考慮し、無理なく通学できる学校を選んでください。なお、通学は原則徒歩とし、自転車の利用は禁止しています。

抽選時の優先枠について

西区ではきょうだい関係や自宅から希望校までの距離を理由とした優先枠を設けていません。ただし、双子のお子さんで同じ学校を希望した場合には、１組として取り扱い、抽選結果が同じになるようにします。

進学中学校について

学校選択制によって、通学区域の小学校と中学校の校区が異なる小学校へ就学した場合、その小学校の進学中学校へ必ず入学できるわけではなく、改めて学校選択制により中学校を希望いただく必要があります。

あらかじめご了承ください。

学校を選択する機会について

学校を選択できるのは、入学時の１回のみであり、進級時等に改めて学校を選択し直すことはできません。

また、学校選択制により、希望校への就学が決定した場合には、それを辞退して通学区域の学校へ就学することは原則できません。

その他

学校行事や PTA 活動などに積極的に協力する意識をもって学校を選択してください。

学校選択制の手続きについて

希望調査票の提出について

就学を希望する学校が決まりましたら、行政オンラインシステムから申請いただくか、「学校選択制希望調査票」に、必要事項を記入（希望校は第 2 希望まで記入可）し、同封の返信用封筒で西区役所 窓口サービス課あてにお送りください。西区役所 1 階 3 番窓口まで直接ご持参いただいても受付可能です。

記入方法については 40 ～ 43 ページ「希望調査票記入例」をご参照ください。

希望調査票の提出期限
【オンライン・郵送】令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）必着
【窓　口　持　参】令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）17 時 30 分まで

※希望調査票が提出されない場合、提出期限までに届かなかった場合、及びご提出いただいても「◆学校選択制希望」欄が未記入の場合については、通学区域の学校を希望されたものとして取り扱います。

希望調査結果通知について

ご提出いただいた希望調査票の内容について、11 月 13 日（金曜日）に、確認通知を発送します。

10 月 30 日（金曜日）の締め切りまでに希望調査票を提出されなかった方等につきましては、通学区域の学校を希望校として受け付けた旨の確認通知をお送りします。

また申込状況を 11 月 13 日（金曜日）に西区ホームページでもお知らせする予定です。

西区ホームページはこちら

希望調査票の内容を変更したいときは

希望変更受付期間中、希望校を変更することが可能です。（希望調査票提出時に通学区域の学校を希望されていた方等も、この期間中に希望校を変更することができます。）変更期間を過ぎると、希望校の変更はできませんのでご注意ください。

変更を希望する方は、行政オンラインシステムから申請いただくか、「希望調査結果通知書」と保護者自身の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書など）を持参し、区役所 1 階 3 番窓口までお越しください。郵送、電話での受付はできません。

希望調査票の受付期間
【オンライン】令和 8 年 11 月 13 日（金曜日）～ 19 日（木曜日）必着
【窓　　口】令和 8 年 11 月 13 日（金曜日）～ 19 日（木曜日）17 時 30 分まで
（金曜日のみ 19 時まで可）
【受 付 場 所】西区役所　窓口サービス課（区役所 1 階 3 番窓口）

抽選について

- ○ 希望者が学校の受入可能人数を超えた場合には、公開抽選にて就学予定者を決定します。抽選には必ずしも立ちあう必要はありません。
- ○ 受入可能人数枠のある学校については、抽選により当選者および補欠登録順位を決定します。抽選時点で受入可能人数枠がなくなっている学校については、補欠登録順位のみを決定します。
- ○ 通学区域内に居住している児童は、通学区域の学校に必ず就学できるので抽選の対象となりません。抽選の対象となるのは通学区域外からの希望者です。
- ○ 通学区域の学校以外を希望した方には、12 月 1 日（火曜日）に抽選の有無を文書にてお知らせします。
- ○ きょうだい関係や自宅から希望校までの距離を理由とした優先枠を設けることはありません。ただし、双子など同学年のお子さんで同じ学校を希望した場合には、1 組として取り扱い、抽選結果が同じになるようにします。
- ○ 各学校の受入可能人数は、この学校案内作成時点での見込み数ですので、抽選時点で受入可能人数枠が変わっている場合があります。

【抽選日時】　令和 8 年 12 月 8 日（火曜日）　14 時～
【会　　場】　西区役所　4 階　401 会議室

第 1 希望校に当選しなかった場合は

- ○ 希望調査票に第 2 希望の学校を記入した方で、第 2 希望の学校が第 2 希望の方を全員受入れ可能であれば、第 2 希望の学校に就学となります。第 1 希望校の補欠登録にはなりません。ただし、第 2 希望の学校を希望している方が多く、受入可能人数を超えてしまった場合は、公開抽選を行います。

- ○ 第 2 希望の学校で決定しなかった方、また希望調査票に第 2 希望の学校を記入していない方は第 1 希望の学校に「補欠登録」となります。第 2 希望の学校に「補欠登録」することはできません。

補欠登録と繰上げ当選について

12 月末に、小学校、中学校就学予定者の方へ就学通知書を一斉にお送りしますが、補欠登録をして繰上げ当選を待っている方へは、いったん通学区域の学校の就学通知書をお送りします。

（1）補欠登録を辞退し、通学区域の学校への就学を希望する方
　補欠登録辞退の届出をしていただき、通学区域の学校に就学していただきます。

（2）繰上げ当選を待つ方
　国立・私立の学校等への就学などで辞退者が出た場合は、補欠登録順に繰上げ当選となります。
　繰上げ当選となった場合は、繰上げの意思確認を行ったうえで、先に発行した就学通知書にかえて、第 1 希望の学校の就学通知書をお送りします。
　繰上げは、小学校は令和 9 年 2 月 5 日（金曜日）、中学校は令和 9 年 2 月 12 日（金曜日）まで実施します。

※　繰上げとならなかった方は通学区域の学校へ就学となります。その場合、繰上げ当選とならなかった旨のお知らせをお送りします。

※　補欠登録期間中の、希望学校の新入学生への説明会等の情報につきましては、各学校へ直接お問い合わせください。